

日本学生支援機構大学院第一種奨学金返還免除候補者選考に関わる電気電子情報通信工学専攻評価項目

日本学生支援機構大学院第一種奨学金返還免除候補者選考については、大学院修士課程在籍期間における研究業績、知的財産に該当するような発明・発見、ティーチングアシスタント等の補助業務における貢献度、および、その他の特記すべき活動に関する総合評価得をもって専攻内順位付けを行い選考する。

1) 研究業績の評価（申請時に採録通知を受領している研究論文及び発表前でプログラム等により公開されている研究発表を含む）
研究の業績は、研究論文の評価、研究発表の評価、および受賞等の社会的評価をもって総合的に評価する。

①研究論文の評価

- ・研究論文ごとに著者数（著者数が少ないほど評価が高い）、申請者の貢献度を考慮して評価する。
- ・論文はレターより評価が高い。
- ・専攻内選考終了（例年3月中旬）までに採録通知を受領した場合の研究論文の評価は、公表されている研究論文と同様に扱う。

②研究発表の評価

- ・研究発表ごとに著者数、申請者の貢献度、査読の有無、登壇の有無を考慮して評価する。
- ・国際会議は研究会・大会より評価が高い。
- ・申請者が登壇しない場合、研究発表の評価は通常評価の半分を考慮する。
- ・専攻内選考終了時に未発表かつ3月末日までに発表予定の場合、研究発表の評価は通常評価の9/10を考慮する。
- ・専攻内選考終了時に未発表かつ4月1日以降の発表予定の場合、研究発表の評価は通常評価の半分を考慮する。
- ・社会的知名度が高い会議への研究発表については、申請により別途評価する。
- ・1)－①研究論文は、1)－②研究発表より評価が高い。

③ 受賞等

・研究論文および研究発表において受賞等の社会的評価が得られた研究業績については、その研究業績の評価を重複して加算する。
ただし、1件の受賞に対しては、1件の研究業績のみを重複して評価するものとする。

2) 知的財産に該当するような発明・発見に関する評価

① 特許あるいは実用新案・商標登録等知的財産に該当するような発明・発見

- ・特許として認められた発明・発見ごとに、発明者数を考慮して評価する。
- ・出願中の特許については通常評価の4分の1を考慮する。
- ・知的財産に該当するような発明・発見に関する評価は、研究業績の評価と同等に評価する。

3) ティーチングアシスタント（TA）等の補助業務における貢献度に関する評価

①TA の評価

- ・年度ごとにTA等の補助業務における貢献の実績を評価する。

4) その他の特記すべき活動に関する評価

- ・申請時に、特記すべき活動の実績に関する資料を提出することにより、専攻で判定し、別途評価する。